国東市空き家バンク物件登録の手順
（空き家を売りたい、貸したい方）

◆登録対象物件　　個人所有の一戸建て住宅
◆登録期間　　３年間
◆提出いただくもの
◆国東市空き家バンク物件登録申込書（様式第１号）
◆国東市空き家物件登録カードその１、その２（様式第２号）
◆空き家の間取り図（任意様式）
◆身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証）の写し
◆直近の**固定資産名寄帳**の写し
◆登録を希望する全ての土地の**字図**
◆登録を希望する全ての土地・建物の**登記全部事項証明書**

1	売却・賃貸物件の登録申し込み ※申込者が、建物及び宅地並びに付随農地等の登記名義人でない場合は、別途誓約書等が必要となります。	①　国東市空き家バンクウェブサイトから、次の様式をダウンロード・印刷し、必要事項をもれなく記入してください。 ◆国東市空き家バンク 物件登録申込書（様式第１号） ◆国東市空き家物件登録カード その１、２（様式第２号） ◆空き家の間取り図（任意様式） ②　①の申請書類と下記添付書類は、国東市まちづくり推進課に直接お持ちいただくか、又は郵送してください。 ＜添付書類＞ ◆身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証）の写し ◆直近の固定資産名寄帳の写し ◆登録を希望する全ての土地の字図 ◆登録を希望する全ての土地・建物の登記全部事項証明書 ③　国東市空き家バンクウェブサイトから、申請書様式のダウンロードが出来ない方は、国東市まちづくり推進課までご連絡ください。 FAX 又は郵送で様式をお送りします。
2	申込み受付 書類審査	①　申請書類の審査後、現地確認を行う場合 ⇒国東市まちづくり推進課から、現地確認の日程調整のため連絡をいたします。 ②　書類審査の結果、登録は適当でないと判断された場合 ⇒国東市まちづくり推進課からその旨連絡をいたします。
3	現地確認	①　国東市まちづくり推進課と所有者（管理者）とで日程調整のうえ、現地確認を行います。 ②　現地では、物件の写真撮影、周辺状況・間取りの確認等を行います。

4	審査／登録決定	① 現地調査の結果、登録を認められた場合 ⇒国東市まちづくり推進課から物件登録完了通知書（様式第４号）を通知します。 また、物件登録奨励金の申請書兼請求書も合わせて送付します。 ② 調査の結果、登録は適当でないと判断された場合 ⇒国東市まちづくり推進課からその旨連絡をいたします。
5	空き家の 情報提供方法	① 空き家バンク担当課での台帳閲覧 ② 国東市空き家バンクウェブサイトに掲載 ③ 県、国等のウェブサイトや各情報誌、空き家情報窓口での紹介 ④ 移住交流等に関する催し（相談会等）での紹介 ※ ②～④による公開情報は、物件の基本情報のみで、空き家バンク利用登録者以外でも閲覧・照会可能です。 ※ 公開情報以外の情報は、申込の際、確認事項に同意された場合に限ります。
6	利用希望者の紹介 交渉、契約の流れ	① 利用希望登録者から交渉の申出があった場合、まず、国東市まちづくり推進課から所有者（管理人）にその旨連絡をいたします。 交渉の承諾をいただいた後に、所有者（管理人）の氏名、連絡先を利用希望登録者にお教えします。 ② 紹介後の、交渉・契約等は、当事者間で行っていただきます。 **※交渉中・契約後のトラブルを避けるため、不動産仲介業者を利用される事をお勧めします。** ③ 必要に応じ、交渉経過を国東市まちづくり推進課に連絡してください。 ④ 交渉が終了しましたら、契約の成否にかかわらず、その結果を必ず国東市まちづくり推進課へご報告ください。 ⑤ 交渉が決裂した場合は、空き家バンクウェブサイトへの掲載を再開し、利用者を募ります。 ⑥ 契約成立した場合は、次の書類を直接、又は郵送で国東市まちづくり推進課に提出し、登録物件の抹消手続きを行ってください。 ・物件登録抹消届出書（様式第５号） ⑦ 国東市空き家バンクウェブサイトから、申請書様式のダウンロードが出来ない方は国東市まちづくり推進課までご連絡ください。 FAX 又は郵送で様式をお送りします。

ご注意ください！

当市は、空き家等情報の紹介やバンク登録に係る連絡調整等は行いますが、「所有者（管理者）」と「利用希望者」間で行う物件の売買・賃貸に関する交渉、及び契約等に関する仲介行為は一切行いません。
また、契約に関するトラブル等につきましても、責任をもって当事者間で解決をお願いいたします。
近年、交渉・契約に関するトラブルが多発しておりますので、交渉・契約にあたっては、不動産仲介業者を入れることをお勧めします。

◎ 登録内容の変更

空き家物件の登録内容に変更があった場合は、電話・メールその他の手段により速やかに変更内容を国東市まちづくり推進課まで届出してください。

◎ 物件登録の抹消

物件登録を抹消したい場合は、物件登録抹消届出書（様式第５号）を国東市まちづくり推進課に直接お持ちいただくか、又は郵送してください。

国東市空き家バンクウェブサイトから、届出書様式のダウンロード・印刷が出来ない方はご連絡ください。FAX 又は郵送で様式をお送りします

◎ 物件登録の更新

登録期間は、登録初日から３年間です。登録期間を経過したときは、物件登録を抹消し、物件登録抹消通知書（様式第６号）を通知します。登録の更新を希望する場合は、改めて物件登録申込書（様式第１号）に必要事項を記入し、国東市まちづくり推進課に直接お持ちいただくか、又は郵送してください。
なお、更新の場合、国東市空き家物件登録カードその１～３の提出は必要ありませんが、登録事項に変更がある場合は、変更内容を更新時に申し出てください。
ただし、物件の状態によっては、更新できない場合もあります。

◎ その他

宅地建物取引業者(不動産業者)と媒介契約を締結している物件も市の空き家バンクに登録することができます。その場合は、契約先の業者をお知らせください。
また、不動産業者を経由するなど空き家バンク以外で成約した場合は、直ちにその旨を国東市まちづくり推進課へご連絡頂き、物件登録抹消届出書（様式第５号）をご提出ください。

～　登録手続き等に係るお問合わせ・お申し込みは　～
〒873－0503
大分県国東市鶴川149番地
国東市役所　まちづくり推進課
地域コミュニティサポート係
TEL：0978－72－5186
FAX：0978－72－9002
e-mail：machizukuri@city.kunisaki.lg.jp